

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五十八号

平成二十年

九月二十九日

月 曜 日

目次

その他

土地収用法第四十六条の規定による審理の実施……………一

その他

山梨県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のとおり行う。

平成二十年九月二十九日

山梨県収用委員会

一 収用事件名 一般国道二〇号改築工事(大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで)

二 審理の期日 平成二十年十月十四日

三 審理の場所 甲府市丸の内一丁目十九番十六号 ホテル談露館

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番